第三十二条第三号中「公害の防止」を「専ら環境の保全を目的とする事務及び事業」に、「大気」を「人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものであって、大気」に改める。

第三十三条に次の一号を加える。

三　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）。

第三十四条第七号中「第六条第十三号」を「第六条第十五号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

第三十五条第四号中「第六条第十三号」を「第六条第十五号」に改める。

第三十八条第八号中「地球環境局及び」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　南極地域の環境の保護に関すること。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月二十九日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年十月一日とする。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月二十九日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第十四項第四号、第二十七条の七第十二項第四号及び第三十九条の四十二第十四項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

（労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部改正）

第四条　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第二項第二号中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

附　則

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月二十九日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第二項の規定により読み替えられた戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「平成二十一年十月」を「平成二十二年十月」に、「平成二十二年九月」を「平成二十三年九月」に改め、同条第一号中「五四一、四五〇円」を「五五七、六〇〇円」に改め、同条第二号中「四四〇、二五〇円」を「四五六、四〇〇円」に改め、同条第三号中「三一八、八五〇円」を「三三五、〇〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○厚生労働省令第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第二項及び第百十五条の十四第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。